

中国の上場会社におけるガバナンス改革の課題

—日本の近時における改正法の示唆から—

The Challenge of reform of Corporate Governance in the Listed Companies in China:
The Suggestion by the Recent Law Revision in Japan

霍 麗 艶

Reien KAKU

本稿はコーポレート・ガバナンスに関して、日本における近時の進展から中国上場会社の統治制度の改革を検討するものである。株式会社における業務執行に対する監督は、ガバナンスの要である。日本法では、現有制度の問題点を踏まえ、2014年の改正会社法において監査等委員会制度が新設された。それによって、既存の監査役会設置会社制度及び指名委員会等設置会社制度と合わせて、三種類のガバナンス体制が整った。改正法は会社の自由度を尊重し、各会社に自社の実情にもっとも合致する種類を定款で選択させるので、柔軟な制度設計であると評価できる。中国は日本と異なり、既存する監査役制度を維持しながら、取締役会に社外取締役を中心とする委員会制度を取り入れる体制をとっている。しかし、両体制の併存による機能の重複という問題が生じる。これを如何に克服するかが大きな課題である。また、制度を有効に機能させるために、組織的な面で取締役会の仕組みを整え、業務執行と監督の分離による取締役会の監督機能を強化することが必要な前提である。大株主支配の下で監督者の独立性を如何に確保するか、監査役制度の改革策も探る。

キーワード 企業統治 改正会社法 業務執行と監督の分離 取締役会 監査役会

一、はじめに

株式会社におけるモニタリングの仕組みは国によって異なる。一層性を取るアメリカ法では、監査役は存在しておらず、業務執行に対する監督は取締役会自身によって行われる。他方、監査役会と取締役会の二層構造をとるドイツでは、監査役会が取締役を選任し、取締役会が会社の経営にあたる。重要な取引の場合には、取締役会が監査役会の承認を得る必要があり、監査役会が経営を監視する（ドイツ株式会社法84条、87条¹⁾）。日本をはじめ東アジアの国の多くは²⁾、株主総会が取締役及び監査役の両方を選任し、会社の業務執行を取締役会が監督すると同時に、監査役会も監督を行う折衷型のシステムを採用している。とりわけ日本では、経営者の不正な経営判断をチェックし、企業不祥事を防ぐために、2014年の改正会社法では、監査等委員会会社の制度が創設された。新制度は従来の監査役会設置会社、指名委員会等設置会社³⁾の制度とともに、定款により選択的に採用されることが可能になった。

中国の企業統治制度は日本の監査役会設置会社と類似し、監査役会と取締役会が並列的な機関であり、日本法の影響を受けた規定が多数みられる。上場会社における経営に対するモニタリング機能の強化を図るために、「上場会社におけるコーポレート・ガバナンス準則」（以下、準則とする）⁴⁾では、上場会社を対象に独立取締役の導入が義務付けられ、株主総会の決議により取締役会に戦略、監査（審計）、指名及び報酬などの専門委員会を置くことができる（準則52条）。上場会社が専門委員会を設置した場合、監査委員会と監査役会が併存することになる。本稿は、日本における近時の機関設計改革の示唆から、中国の上場会社における企業統治制度の整備にあたって改革すべき課題を検討する。

二、日本会社法におけるコーポレート・ガバナンスの進展

2014年6月27日に公布された日本の改正会社法では、監査等委員会という機関設計が新設された。これにより、上場会社をはじめとする公開・大会社のガバナンス体制として、監査役会設置型、指名委員会等設置型及び監査等委員会設置型の三つのタイプを選択的に採用することが可能になった（326条②）⁵⁾。

1、監査等委員会設置制度

監査等委員会設置会社においては、指名委員会及び報酬委員会の設置は義務付けておらず、監査委員会のみの設置となる一方、監査役会設置会社と比較し、監査役に代わって監査等委員会が取締役職務執行に対する監査を行う制度である。

かかる制度を導入する背景として、次のことが挙げられる。日本では、企業不祥事が生じるたびにその防止を主たる目的として、社外監査役の導入をはじめとする監査役制度を強化する方向での度重なる改正がなされてきた。しかし、2002年の米国型委員会制度の導入から10年以上経過しても、採用する会社は依然として増えていない⁶⁾。その理由として、指名委員会、監査委員会、報酬委員会という三委員会セットで設置することや、社外取締役が過半数を占める指名委員会及び報酬委員会に取締役候補者の指名や取締役、執行役の報酬を決めさせることへの経営者の強い抵抗感があると指摘される⁷⁾。他方、従来の機関設計の場合、2人以上の社外監査役の選任が義務付けられている監査役会設置会社において、社外監査役に加えて社外取締役を選任することの重複性や負担感もある。不祥事が絶えず、伝統的な監査役制度をとり続ける日本の会社に対して、海外からも厳しい視線が注がれている。規制の国際化、そして国際競争における日本企業の生き残りを図るためにも、会社のガバナンスを見直す必要がある。そこで、監査役制度ならびに委員会制度を原型としつつ、経済界の抵抗感も軽減しながら、社外取締役の活用を図った監査等委員会制度の導入に至ったと考えられる⁸⁾。

この制度では、監査等委員会は監査等委員3名以上で構成され、かつその過半数が社外取締役でなければならない（331条6項）。監査等委員会委員の独立性を確保するために、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別され、株主総会決議により選任され、解任については株主総会の特別決議を必要とする。さらに、その報酬などもそれ以外の取締役とは異なり、

定款あるいは株主総会の決議によって決定する（329条2項、361条2項）。ただし、監査役の任期は4年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は2年とされるが、解任には監査役と同じく株主総会の特別決議とするから、人事運用に柔軟に対応できる利点がある。

職務上の監査において、監査等委員会の権限は、取締役の職務執行に対する監査、監査報告書の作成、株主総会に提出する会計監査人の選解任などに関する議案内容の決定といった監査役及び監査委員会の権限にとどまらず、それよりも強化された。すなわち、監査等委員会委員は、監査等委員たる取締役の選任、解任、辞任及び報酬に関する議案の提出について意見を述べる権限を有するほか、業務執行者を含む取締役の選任、解任、辞任及び報酬などについて株主総会で意見を述べ、関与することもできる（342条2項1号、2号、4号、361条5項6項）。また、監査等委員会が取締役の利益相反取引について事前の承認を得れば、取締役の任務懈怠の推定を排除することが可能である（423条5項、6項⁹⁾。こうした強力な権限を当委員会に与える狙いは、代表取締役をはじめとする業務執行者に対する監督機能を強化することにある。

改正法では、委員会として監査等委員会のみが採用されているが、かかる委員会は同委員会委員以外の取締役の人事や報酬の決定に関与できるから、指名委員会や報酬委員会に相当する機能も実質的に果たしており、監督の実効性を図る制度設計であると解される¹⁰⁾。

監査役会設置会社と監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の監督機関の比較

	監査役会設置会社 における監査役会（従来）	監査等委員会設置会社 における監査委員会（新設）	指名委員会等設置会社 における監査委員会（従来）
構成	監査役3人以上、社外監査役が半数以上	取締役3人以上、社外取締役が過半数	取締役3人以上、社外取締役が過半数
選任	株主総会の普通決議	株主総会の普通決議により、監査等委員として選任される。	株主総会の普通決議により取締役として選任され、取締役会決議で監査委員として選定される。
解任	株主総会の特別決議	株主総会の特別決議	株主総会の普通決議
選任議案に対する同意	監査役会の同意が必要	監査等委員会の同意が必要	不要
任期	4年	2年	1年
取締役会での議決権	なし	あり	あり
報酬	定款もしくは株主総会決議で、取締役の報酬と区別し決定	定款もしくは株主総会決議で、他の取締役の報酬と区別し決定	報酬委員会が決定
常勤者設置	必要	不要	不要
独任制	あり	なし	なし

（会社法の定めによる）

なお、今回の改正では、監査役制度について、監査役の会計監査人に対する影響力を排除し、会計監査人の独立性を確保するために、会計検査人の選解任に関する議案内容の決定権を取締役ではなく、監査する側の監査役や監査役会に与えるとする（344条1項、399条1項）。また、監査の実効性を図るために、事業報告書の記載内容に監査を支える体制、監査役による使用人

からの情報収集に関する体制、及び内部統制の運用状況の概要なども追加される。これにより、監査報告書などによる情報開示の充実が図られ、監査の透明性がより高くなる。

2、課題

指名委員会等設置会社と同様に、監査等委員会設置会社においても、常勤の監査等委員の選定は義務付けられていない。これは、監査役は通常自ら会社の業務や財産の調査を行うのに対して、監査等委員会（監査委員会と同様）では、内部組織を利用した形で必要に応じて内部統制部門に対して具体的指示を行う監査方法が想定されているため、常勤者を置かなくても情報収集に支障がないという考え方に基づいている¹¹⁾。しかし、適法性監査において内部統制部門のみに依拠することは、監査側の独自の情報収集にとって不利であり、事実上経営者の影響を受け易い可能性がある。また、内部統制システム自体に瑕疵ないし不備がある場合に、それを通じた監査等委員会による監査の実効性を期待しにくくなる¹²⁾。とくに、違法性監査の対象が意図的に隠され、外部に情報として伝わらない場合があるため、会社固有のシステムがどのように機能し、いかなる問題点があるかは、日常的に深く業務にかかわっている者よっての監査が的確かつ効果がある。したがって、適法性監査に関しては、常勤が義務付けられていない点が監査等委員会型と指名委員会等委員会型の弱点と言えるかもしれない。一方で、監査役会設置会社では、監査役による情報収集の独立性が法により制度的に保障されている¹³⁾。コーポレート・ガバナンスの向上の観点から、常勤の監査等委員の設置が必要であるようにも思われる。

日本では、監査役が取締役会において議決権を有さないことで、監査役による監査の実効性が弱いとよく指摘される。しかしながら、監査役が自ら議決権を行使できないからこそ、業務執行者と異なる第三者的な目で監査を行えるとも評価できるのである。これに対して、監査等委員が取締役会に出席し、重要性の高い業務執行の決定に関与することができるから、客観的な監査を行うことが困難になるとの懸念もある。つまり、経営決定に関与することが経営責任を負うことにつながるため、取締役会の経営判断を否定するような監査は期待できない。実際の問題として、監査等委員会委員が取締役会の決議に参加し、決議自体が違法の場合や、違法行為が取締役会の決議に基づいて行われた場合の監査が、構造的に弱くなるという点がある。また、監査等委員会設置会社では、執行役を置くことが義務付けられていないため、業務執行と監督の分離が不十分さも露呈される¹⁴⁾。

監査等委員会の取締役の選解任及び報酬（399条の二第3項2号）の決定権について、代表取締役による人事独占の弊害を払拭し、その実効性を図るためには、将来において監査等委員会に取締役の人事、報酬の拒否権を与えるべきと指摘されている¹⁵⁾。

三、中国への示唆

上述したように、日本では、2014年の改正法における監査等委員会制度の新設によって、株式会社のガバナンス体制として、監査役設置会社設置会社、指名委員会等設置会社及び監査等

委員会設置会社という三種類の機関設計が提供されている。各会社が自社の実情にもっとも合致するタイプを定款で選択できるので評価に値する。以下、日本の改正法の示唆から、中国上場会社のガバナンス改革の課題を検討する。

1、監査役会と監査委員会の両立によるガバナンスの確立

(1) 二重監査体制の必要性

中国では、監査役による経営に対する監督が機能していないことを背景に、アメリカの企業統治制度を導入した。しかし、日本と異なり、上場会社のガバナンスは監査役制度を維持しながら、取締役会に独立取締役を中心とする委員会制度を取り入れる体制となっている。学界では、監査役会を廃止する見解もある¹⁶⁾。中国の株式会社の企業統治は日本と形式的に類似しているが、監査役制度を廃止し、監査委員会が監査役会を代替できるとは考え難い。その理由は次による。

中国の株式会社制度は、いまだ初期的な段階にある。近年、国有株の流通が進みつつあるが、国という大株主が依然として存在している。そのため、経営権市場における有効な競争と、株式市場を通じて会社の外部から経営者をモニタリングするための規律が働いていない。会社法では、取締役会の監督機関としての機能が重要視されておらず、取締役会内部の相互監視、牽制や内部統制制度の欠如のため、有効な監督メカニズムも形成されていない。こうしたなか、アメリカ型の取締役会内部に置かれる委員会による業務執行に対する監督のみでは、健全な会社経営は期待できない。

とりわけ、中国における株式会社の多くは国有企業から転換されたものであり、国有企業においては、共産党の基層組織、従業員代表大会及び労働組合による内部の監督体制が存在する。中国は、全民所有制の社会主義国である。国有企業の従業員は、従業員代表大会を通じて企業の経営管理と監督に参加する権利がある。こうした国有企業から転換された株式会社においては、公有制と株式制度のバランスを如何に取るべきかが、中国会社法にとって回避できない深刻な課題となっている。そこで、監査役会の設置が法定化され（3人以上、118条1項）、監査役会に従業員出身の監査役を選出しなければならず、その比率を3分の1以上とする（同条2項）。こうした監査役会制度の法定化の狙いは、国が大株主として監査役会を通じて、会社に投下した国有財産を管理し監督できるようにすることにある。

したがって、中国では、公有制を堅持する限り、従業員参加の監査役制度を廃止することとは到底考えられない。上場会社のガバナンスシステムについて、一層制と二層制を結合させるような制度設計は合理性があるように思われる。とりわけ、大株主が圧倒的な議決権の下、取締役会は事実上大株主からの影響を受けており、業務を執行する取締役という内部者による経営支配が形成されている。そこで、独立取締役を導入し、監査委員会などを設置することによって取締役会の業務執行と監督の機能を分離させ、取締役会の監督機能を強化する。中国の場合、日本のように会社のガバナンスについて会社の自治で選択的に解決するのではなく、取締役会の監督体制を強化しながら、監査役会の監督を補完する役割が期待されている。

そこで、監査委員会と監査役会を併存させることによる機能の重複という問題が生じる。そ

のため、監査役会と監査委員会の権限関係を如何に配分するかが検討すべきテーマである。

(2) 両者の関係

準則では、監査委員会は会計監査人の決定権、内部統制システムの執行に対する監督及び監査、内外監査機関間の情報交換、会社の財務資料の監査と情報公開などの権限を持つ（準則54条）。しかし、会社の財務状況の監査権は監査役会にも与えられているため（会社法119条、54条1項及び準則54条4号、59条）、監査委員会と監査役会のどちらに権限を帰属するかが不明となることから、お互いが責任を転嫁し合う事態に発展し得る。

それを避けるために、監査役会が会計監査及び業務執行の違法性に対する監査を行うのに対し、監査委員会は取締役の業務執行に対する妥当性監査を行うとするのが妥当と考えられる。監査委員会は、会社の内部統制制度の作成と監督、インサイダー取引のチェック及び情報開示の透明性の確保など経営について妥当性の有無の判断を重点とすべきである。中国における上場会社の現状を考えれば、内部者支配、権限濫用を防止するために、業務執行の妥当性のチェックこそが、社外取締役主導の監査委員会に期待される大きな役割である。取締役会内部による相互牽制、監視システムを強化させるには、内部統制の維持義務を監査委員会の重要な職責として明確化することが必要である。監査委員会がその職務を履行する際に発見した重要な問題を監査役会に報告し、監査役会が監査委員会と連携して監査を行い、不正な業務執行を監査報告書に記載し、違法行為に対する是正請求権を行使する。

財務監査については、監査役会が会社財務に対する全面的監査、監査報告書の作成などを行うのに対し、監査委員会がリスク管理を含む会社内部の財務制度の整備、日常的会社財務の監査及び会計資料の真実性の確保を行うように分担すべきである。要は、会社のガバナンスの形成において、コンプライアンスの視点からのみならず、とりわけ会社財務の面におけるガバナンスの強化が重要である。多発する会社の不祥事が財務上の不正から出ていることが多いという実態を勘案し、監査委員会を取締役会内に設置することの意義は大きいように思われる。

このように、監査役会と監査委員会は制度的補完関係にある。一層制システムの経営に対する妥当性監査の優越性を活用する一方、その第三者的かつ客観的に監査し難いというデメリットを補完するためには、適法性監査につき業務執行と厳格に分離された監査役会に行わせることが、効率的かつ健全な会社運営の確保につながる。

(3) 指名委員会権限の見直し

会社人事決定のシステムは、委員会制度及び取締役会が機能し得るか否かにかかわる大問題である。指名委員会の経営トップからの独立性いかによっては、取締役会の人的構成に変化が生じる。準則によれば、指名委員会の権限は、取締役、支配人¹⁷⁾の選任基準及び手続きを決定し、取締役候補者、支配人の人選について審査した上、取締役会に提案するとされる（準則55条）。準則に示されている指名委員会の権限は、推薦や勧告にとどまっている。

日本の改正法で新設された監査等委員会設置会社のモデルでは、取締役会に委員会として監査等委員会のみが採用されているが、監査等委員会が同委員会委員以外の取締役の人事及び報

酬について株主総会において意見を述べるので、指名委員会や報酬委員会的な性格も持っている¹⁸⁾。大株主が取締役などの人事を左右しているという中国の現状を考慮し、日本法以上の規律を必要とし、指名委員会の決議内容を取締役会が覆せないようにすべきである。選任議案については、取締役の株主総会に対する十分な説明責任及び厳格な開示義務を課す必要もある。なお、準則に定めるように、指名委員会が取締役の人事に関する提案権のみを有する場合、指名委員会に推薦された候補者が取締役会に採用されなかったときには、かかる理由について取締役会は株主総会で説明しなければならないなどの指名委員会権限に対する充実策を講じるべきである。また、取締役の選考基準も、独立取締役の多数で組織された指名委員会の専決事項とすることが望まれる。

2、取締役会の監督機能

諸外国にみられる取締役会の形式化ないし経営者の独走という現象は、中国においても、会社法が実施されてから、実際の問題として浮上してきている。とりわけ、日本と比べて、中国会社法は、取締役会に業務執行に対する監督権を与えておらず、そのかわり、取締役会会長が取締役会決議の実施状況を監督するとしている（110条2項）。つまり、取締役会会長が監督機関であると読み取れる。実務上、取締役会会長が会社の支配人を兼職する 경우가多く、会社の権限が一人の人間に過度に集中し、取締役会の形骸化を招いている。準則では、取締役会に社外取締役制度や監査、指名及び報酬など委員会の導入により、取締役会の監督機能の強化が図られているが、取締役会の組織的構造にかかわる問題点は払拭されていないままで、導入された制度に期待される役割の発揮には限界がある。かかる制度を有効に機能させるには、組織的な面で取締役会の仕組みを整え、取締役会内部の権限関係を明確化させ、取締役会の監督機能を強化する改革が必要である。

具体的に、まず、取締役会の業務執行と監督機能の分離である。アメリカの取締役会構造において存在する問題点が早い時期に克服されたのは、取締役会の経営に対する助言とその監視であるが、次第に後者にウエイトが置かれるようになり、経営を担うCEO以下のオフィサーを監視する相当数の社外取締役を取締役会内部に設置し、業務執行の機能が取締役会から分離されたためである。日本における近年の法改正では、取締役会における社外取締役を中心とする委員会の設置及び執行役の業務執行機関化を通じて、執行と監督の分離が制度的に推し進められている。取締役会は、業務執行に関する意思決定をなすだけであり、業務執行は代表取締役やその他の業務執行取締役が行う（日本会社法363条1項）。取締役会は、これらの職務執行を監督し（同362条2項2号）、不適任と認めた場合にはその者を解任する（同条2項3号、363条1項2号）。

日米の経験からいえることは、合議体たる取締役会に法が予定するような会社経営を期待できず、むしろ期待し得るのは、経営者の選解任の権限を背景としたその業務執行の監督ということである。経営者の業務執行を実質的にチェックできる体制を取締役会内に形成できれば、コーポレート・ガバナンスの改善が期待できる。そこで、中国の現状を打破するための第一歩は、取締役会を業務執行から切り離し、取締役会の監督機能を明確化することである。取締役

会が業務執行と監督の両方の機能を担うことを解消するには、経営計画、投資案の決定及び年度財務予算、決算案の作成といった会社経営にかかわる業務執行の権限を支配人に帰属させるべきである（中国会社法109条4項、47条3項、4項参照）。取締役会の権限は、支配人の人事、内部統制制度の整備及び各委員会の組織的関連事項を決定するほか、会社経営の基本方針に関する意思決定を行うこととし、監督機能を重点とすべきである。これによって、機動的かつ円滑な会社経営を図るとともに、取締役会による監督機能を確保することができる。

第二に、取締役会の監督機能の強化のために、取締役会会長の支配人との兼任禁止が必要である。アメリカにおいて、CEOと取締役会の長が分離していない会社が多く、機関投資家が二者の分離を厳しく求めている。公的信託及び民間企業に関するブルーリボン委員会（The Blue Ribbon Commission on Public Trust and Private Enterprise）が発表した企業統治に関する提言では、取締役会の独立性を確保する方策として、経営陣を監視する役割を担う取締役会会長とCEOとの分離が勧告されている¹⁹⁾。イギリスでは、統合規程により原則的に二者の兼任禁止が提唱され、兼任する場合には正当な理由があるかその公表も義務付けられている²⁰⁾。

中国では、多くの会社において取締役会会長が支配人を兼任しているとみられる。こうした状況は、支配人の業務執行を監督する責任を負う取締役会会長の機能を無視し、内部者による支配を助長する一方である。つまり、取締役会の運営を担う取締役会会長が、会社経営の最高責任者を兼ねることにより、会社の権力が過度に集中し、取締役会の監督機能が弱体化し、会社内部における権限制約のシステムが形成できない。とりわけ、中国においては、株式会社の大多数が国有企業から組織変更された経緯があり、国有株主あるいは国有法人株主が大株主として会社において支配的な立場にある。権限の過度集中の弊害を防ぐために、取締役会会長と支配人は兼任できない旨を会社法で明確に規制すべきである。

第三に、業務担当取締役設置の法定も不可欠である。アメリカにおいて、取締役会の構成員の大半を社外取締役が占めているのが実態であるが、CEOや上級執行役員は取締役を兼ねることが多くみられる。これは、取締役会において経営の状況を十分に把握している業務担当者が一人もいない場合、取締役会の運営が困難となるためである。また、監督と執行の分離を徹底的に貫くと、業務を担当する者の専横を防止できないというジレンマもある。つまり、アメリカのモニタリングモデルでは、業務担当者を取締役会の構成メンバーから排除することよりも、むしろどれだけの業務担当者を残す必要があるかが検討の課題となっている。台湾会社法では、業務担当取締役の人数は少なくとも3名とし、取締役会構成員の3分の1を超えてはならないと具体化されている（台湾会社法208条2項）。日本では、多過ぎる業務担当取締役の存在が、取締役会の代表取締役に対する監督の無力化を招く一因であると批判されていたにもかかわらず、業務担当取締役の選任や使用人などの兼職を会社法であえて禁じていないのも、両者の地位を兼ねる者が適当に存在することにより、取締役会の監督機能の向上につながり得ると考えられているからである。

中国では、学説において業務を担当する取締役と担当していない取締役を区別せず、会社法も、取締役会は合議体機関として位置付けられているため、取締役単体としての権限を置いていない。他方、実務上、取締役会において業務執行取締役と非業務執行取締役に分かれており、

権限分化の現象が生じている。こうした会社では、意思決定権は業務執行を担当する取締役が握っており、取締役会の形骸化が深刻である。これを避けるために、中国においても、取締役会の監督機能を妨げない範囲内で業務を担当する取締役の割合、たとえば3分の1以下を明文で規制することが望まれる。これにより、業務担当取締役の相互監視を通じて、取締役会が極端な少数者によって支配されることが回避できる。このように、業務担当取締役、社内取締役及び独立取締役で構成される取締役会において、それぞれの役割が適切に果たされることは、健全性、効率性のある会社経営の実現にとって重要であろう²¹⁾。

3、監督者の独立性確保

中国では、他のアジア諸国と同様に、所有と経営の分離がまだまだ進んでいない。前述したように株式会社の多くが国有企業から転換された由来で、国が絶対的優勢を占める株式数を保有し、大株主として会社における支配的な存在となっている。こうしたなか、監督者の独立性を確実に保障できるかどうか効果があがるガバナンスにかかわる大きな問題である。

(1) 独立取締役

委員会制度が機能するためには、経営者から独立して、直接経営に携わらない独立取締役を活用することである。中国では、上場会社を対象に、独立取締役の採用が義務化されている（会社法123条²²⁾）。その資格について、当該上場会社において取締役以外の職務を担当せず、かつ当該会社及び会社の主要株主との間に独立して客観的な判断が妨げられる関係にない取締役のことに定義される（「上場会社における独立取締役制度の樹立に関する指導意見」（一））。欠格事由については、上場会社またはその附属会社の在職者もしくはその直系親族、主要な婚姻関係をもつ者、当該上場会社またはその附属会社の発行済み株式の1%以上を有する自然人株主もしくは上位10位以内の自然人株主及びその直系親族、直近1年以内において当該上場会社発行済み株式の5%以上直接的または間接的に所有する法人株主に勤務していた者及びその直系親族、当該上場会社及びその附属会社に財務、法律、コンサルティングなどを提供する者及び関係者、などが挙げられる（同指導意見（三））。

日本では、親会社または兄弟会社の関係者でないこと、及び当該株式会社の関係者（重要な使用人を含む）の配偶者または二親等内の親族でないことが、社外取締役の社外性の要件として厳格に定められている。また、社外性の期間に関しては、過去10年間に於いて当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人になったことがない者であれば、社外性の要件を満たす。中国では、期間の要件が直近1年内だけに限定することが、あまりにも短過ぎて実効性があるとは言い難い。実態上、独立取締役の6割を、公務員経験者か著名な学者の出身者が占めている²³⁾。つまり、会社側が社外性に対する評価を重視することよりも、むしろこうした公務員経験者の影響力を活用し、政府機関からの補助金や税金の交渉、及びビジネスチャンスの獲得のほうを期待している。しかし、上場会社の大株主が国の機関である場合が多く、公務員経験者が会社の独立取締役として任用されると、会社と政府の間に癒着が生まれ、その独立性が失われる可能性がある。

また、独立取締役の選任は、株主総会の普通決議で選出される。しかし、選任議案の提出権を有するのは、取締役会、監査役会及び単独もしくは共同で当該会社の発行済み株式の1%以上有する株主である。監督者の独立性を確保するために、大株主による独立取締役の選任に関する提案権を制限すべきである。「上海証券取引所コーポレート・ガバナンス指針」が、会社の大株主は1名の社外取締役候補者しか提案できないとしているのも参考になるであろう。大株主が提案された候補者に対し、指名委員会が当該候補者の大株主との関係、たとえば当該大株主の会社における任職状況、経済的関係及び推薦の理由などを審査したうえ、参考書類として開示することが妥当である。企業統治のつまるところは、会社の人事制度のいかんによるものである。大株主の支配に随伴する諸問題を配慮し、独立取締役の人材が十分に確保されるようになれば、全員が独立取締役で組織される指名委員会の設置を義務付けることが望まれる。

日本における今回の法改正では、監督者の独立性を確保するために、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別され、株主総会決議により選任されかつ解任については株主総会の特別決議を要し、その報酬もそれ以外の取締役とは異なり、定款あるいは株主総会の決議によって決定するとされる(329条2項、361条2項)。中国の取締役会の業務執行と監督との分離を図る制度設計において、この点を参考にすべく、監査委員に厚い手当てを与える必要があると思われる。

(2) 監査役

監査役候補者の提案権が誰に帰属するのかという監査役の独立性にかかわる重要な問題に対して、会社法は具体的な規定を置いていない。実際、株主総会で討議される監査役の選任議案は、取締役会の意向に沿い株主総会によって提出されることが多い。監査役の選任の際、その独立性、自主性及び専門性が重視されておらず、むしろ、監査役のポストは取締役及び支配人の昇進、転職の際の待機場所として利用されている。監査役会は制度的には独立機関であるものの、人事権を取締役に握られ、事実上取締役会の従属機関になっている。監査役は下級部署の責任者を兼ねる場合が多く、政府の関係機関や取締役会によって指名される。かれらは取締役会会長の指揮監督下に置かれるため、上司に対する監査という意味において監査の実効性は低い。従業員出身の監査役は従業員の身分である以上、賃金や人事関係などが取締役などにより決められており、監督者として取締役の不正及び違法行為を監査するのは困難である。

この問題に関して、日本の監査役会設置会社において、株主総会に監査役候補者を提案する権限が取締役会にあるため、監査役の人事権が実質的に代表取締役にあるという問題点がある。しかし、日本法では少なくとも、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役(監査役が2名以上いる場合にはその過半数、監査役会設置会社の場合には監査役会)の同意を得なければならない(2条10項、343条1項及び3項)。つまり、監査役、監査役会は監査役の選任議案に対し拒否権を有し、当該同意を欠くことは監査役を選任する株主総会決議の取消事由である²⁵⁾。内部者と大株主が会社を支配している中国の上場会社の実態を鑑み、日本法のような取締役会の選任議案に対する拒否権ではなく、監査役会自らが監査役の選任議案を株主総会に提出するとすべきである。監査役にこうした強力な権限を与えることは、監査の実効

性の向上につながる。それに関連して、監査役の報酬は、会社の定款をもって明確に定めるか、あるいは監査役会が自ら株主総会に報酬議案を提出するというような法的整備も必要であろう。

監査役の資格について、会社の取締役、支配人、財務責任者のほか上級管理者との兼任を禁止するとされる（118条4項）。ところが、子会社の取締役、支配人及び財務責任者との兼任禁止は言及されていない²⁶⁾。兼務の禁止規定について、日本法は、監査役は会社の取締役、使用人または子会社の取締役、執行役及び支配人を兼ねることができないと定めている（335条2項）。しかし、監査役が子会社の監査役、または親会社の取締役、使用人などを兼ねるのは禁止されていないので、かかる兼務禁止規定の不徹底さに対する批判がある²⁷⁾。中国の場合、立法上、監査役は、会社、子会社の取締役、監査役または支配人その他の使用人との兼任を禁止し、親会社の取締役及び支配人による子会社の監査役との兼任もできないと明確に規制すべきである。

四、おわりに

日本では、既存のガバナンス制度に存在する問題点から、企業統治をめぐる監査等委員会会社の新設により、社外取締役の採用が推進され、委員会制度がより容易に利用できるようになった。新制度は、内部統制システムにおける企業の自由度を尊重した柔軟な制度設計であると評価できる。

中国における上場会社のモニタリングシステムは、日本法のアプローチと実務においてかなりの違いがあり、日本など諸外国の理論や経験をそのまま当てはまるだけでは、うまく機能しないであろう。立法と実践において多くの課題を抱える中国において、実効性のあるガバナンスを図るためには、多くのことをしなければならないのが現実である。監査役会と監査委員会が併存する構造の下で矛盾なく整合性を持たせるには、運用上の工夫がかなり必要になるが、実務上の推移を見極めながらさらなる検討を行いたい。

注

- 1) ドイツ法の状況については、早川勝「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスの改正——一九九八年コントラック法における監査役監査と会計監査人監査制度の改正を中心として」『比較会社法研究・奥島孝康教授還暦記念第一巻』（成文堂、1999年）322頁。
- 2) アジア諸国の会社法の様態は、その国の法制度の母法によって顕著な差異が存在している。それを大別すれば、英米法系のもの大陸法系のものに分けることができる。旧英植民地であった諸国の会社法は、英米法系として多くの類似性がみられるが、微妙な差異もなお存している。一方、大陸法系国には、ドイツ法を母法とする日本と、それに影響を受けた韓国及び台湾がある。インドネシア法は、オランダ法を母法とする。タイは、伝統的な大陸法系に属し、民商統一法典の形式を採用している。韓国及び台湾の法制度は、日本の法制度とともに戦後において米国法から多くの影響を受け、ある面では、大陸法と米国法との結合的色彩を呈している。台湾の現行会社法の体系的構成及び各制度の内

容は、日本法に酷似しているが、若干の特色を持つ。韓国では、日本の1938年（昭和13年）改正法の内容を継受していたが、1963年より実施した新商法は米国法に接近し、かつ近年、株式会社の機関構造に関して米国法への傾斜が多くみられている。後藤武秀「2001年台湾会社法」東洋法学47巻（2004年）2号121頁以下、3号85頁以下、及び劉平・今井健一「中国の企業統治と企業法制的改革」今泉慎也等『東アジア企業統治と企業法制改革』（アジア経済研究所、2005年）参照。

- 3) 指名委員会等設置会社とは、取締役会の中に指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社をいう（日本会社法2条12号）。取締役会の中に社外取締役が過半数を占める委員会を設置し、取締役会が経営を監督する一方、業務執行については執行役に委ねる。この形態の会社は、2003年4月に施行された商法改正によって委員会等設置会社として導入され、2006年5月に施行された新会社法によって、名称が委員会設置会社に変更された経緯がある。さらに、2015年5月に施行された改正会社法で、委員会設置会社から「指名委員会等設置会社」へと名称変更になった。
- 4) 中国証券監督管理委員会が制定され、2002年1月7日より実施されるものである。
- 5) 2015年8月現在、監査等委員会設置会社への移行を表明した上場会社は200社を超えており、今後移行することを検討する会社はさらに増加することが見込まれる。松浪信也『監査等委員会設置会社の実務第2版』（中央経済社、2015年）1頁。
- 6) 東京証券取引所に上場する国内会社2275社のうち、委員会設置会社は僅か49社である。北村雅史「コーポレート・ガバナンスと会社法改正の動向」北村雅史・高橋英治編『藤田勝利先生古稀記念論文集グローバル化の中の会社法改正』（法律文化社、2014年）16頁注12）。
- 7) 宮島英昭等「座談会 企業統治制度改革のゆくえ〔上〕」商事法務2045合併号（2014年）9頁。
- 8) 吉井敦子「監査等委員会の導入とコーポレート・ガバナンスの進展」北村雅史・高橋英治編『藤田勝利先生古稀記念論文集グローバル化の中の会社法改正』（法律文化社、2014年）58頁。
- 9) 同条の権限が監査等委員会設置会社にだけ認められている理由については、監査等委員会は、指名委員会等設置会社や監査役会設置会社とは異なり、取締役の人事について意見を述べる権限を有し、業務執行者に対する監督機能を有するからであると解される。しかし、監査等委員会設置会社についてこの権限を与えるのであれば、取締役会の承認がある場合、また指名委員会等設置会社において監査委員会の承認がある場合についても、この権限を認めなければ法の整合性を欠くとの指摘もある。前田雅弘「監査役会と三委員会と監査・監督委員会」江頭憲次郎『株式会社法大系』（有斐閣、2013年）274頁、松本陽子「監査等に関する規律の見直しー監査等委員会設置会社制度の創設を中心にー」商事法務2062号（2015年）21頁。
- 10) 岩原紳作「監査役制度の見直し」月刊監査役607号（2013年）10頁。
- 11) 坂本三郎編『一問一答・平成26年改正会社法』（商事法務、2014年）37頁。
- 12) 吉井・前掲（注8）58頁。
- 13) 村田敏一「監査等委員会設置会社の創設とその課題ー不思議なコーポレート・ガバナンスー」立命館法学359号（2015年）280頁。
- 14) 今中利昭「監査役（会）設置制度と指名委員会等設置制度と監査等委員会設置制度の選択」関西商事法務研究会編『会社法改正の潮流ー理論と実務ー』（新日本法規、2014年）29頁。
- 15) 高橋英治『会社法概説第2版』（中央経済社、2014年）191頁以下参照。
- 16) 于立・馮駿「中国国有企业改革与公司治理結構的構建新思路」梁能編『公司治理結構：中国的实践与美国的經驗』（中国人民大学出版社、2000年）159頁。
- 17) 中国語原文が「総経理」であり、上級管理者、アメリカのCEOに相当する。
- 18) 「会社法制的の見直しに関する要綱第1部企業統治の在り方」第1取締役会の監督機能 1 監査・監督委員会制度(4) 監査・監査委員会の権限⑦⑧。

- 19) 大田洋・佐藤丈文「米企業改革法とNYSE・NASDAQ新規則案の概要（上）（中）（下）」商事法務1639号（2002年）19頁以下、1640号37頁以下及び1641号88頁以下参照。
- 20) 北村雅史「株式会社における経営管理機構改革—各種委員会制度を中心に—」法学雑誌48巻4号（2002年）307頁。現在、イギリスにおける会社の多数が、取締役とCEOを分離しており、ロンドン証券取引所における株式の上場審査も取締役会とCEOとの関係が重視されている。
- 21) 会社法108条2項では、取締役会に従業員代表の参加が義務付けられる。従業員たる取締役が、従業員代表大会、従業員大会及びその他の形式で民主的に選出され、その具体的な割合が会社自治に委ねられる。
- 22) なお、具体的な規則は国务院の定め委ねる。非上場会社の場合、導入するかどうかが会社の自治である。
- 23) その他の4割は、弁護士、会計士などの実務出身である。沈烈「企業独立董事制度：現状解析与创新思考—基于沪深公司相关数据的分析」经济管理497期（2012年）58頁。
- 24) 支配株主が総議決権の30%以上をもつ会社においては、累積投票制度の採用が義務付けられる（準則31条）。候補者の独立性の有無について、選任される株主総会に先立って当社のホームページや証券取引所のサイトにおいて公告しなければならない。会社は、独立取締役の候補者名簿を証券監督管理委員会に提出する義務があり、当委員会による適格要件に満たすかどうかの審査を受ける。
- 25) 【東京地判平成24年9月11日】金判1404号52頁。
- 26) 学者たちが、会社法改正に関する建議草案においては、監査役が子会社、関連会社の取締役、支配人及び他の上級管理者との兼任を禁止すべきであると提案したが、2005改正法には採用されていなかった。王保樹『中国公司法修改草案建議稿』（社会科学文献出版社、2004年）324頁。
- 27) 子会社の監査役にとっては、親会社との取引が非通例的でないか否かが重要な監査事項となるから、立法論としては最低1名の監査役は親会社の議決権を排除した株主総会決議で選任すべきと考えられる。高橋英治「従属会社における少数派株主の保護」（有斐閣、1998年）130頁、江頭憲次郎『株式会社法第6版』（有斐閣、2015年）445頁。

